

# 令和6年度 番匠川水系ゴミマップ

※令和6年6月発行

令和5年度に番匠川流域（国管理区間）で投棄されたゴミの分布図です。  
きれいな番匠川を守るために、ゴミの不法投棄は絶対にやめましょう！

【注意】川への不法投棄は法律により、厳しく処罰されます

- 廃棄物処理法  
（個人）5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金  
（法人）3億円以下の罰金
- 河川法：3ヶ月以下の懲役もしくは20万円以下の罰金

\* 左岸とは…川が流れる方向を向いて左側の岸  
右岸とは…川が流れる方向を向いて右側の岸

令和5年9月29日、12月19日発見  
番匠川左岸  
櫻野橋下部（コンクリート殻、  
植木鉢の破片等）



令和5年10月2日発見 井崎川左岸  
藤野橋上流（掃除機ほか）



令和5年8月7日・令和6年1月26日発見 番匠川左岸  
佐伯大橋・新佐伯大橋下部（リジャー用品）



令和5年11月17日発見 堅田川右岸  
入江樋門下流（燃料の空缶）



令和6年3月6日発見 番匠川中岸  
稲垣橋上流（家庭ゴミ 45L7袋）



令和6年3月12日発見 久留須川左岸  
浦木橋下部（家庭ゴミ）



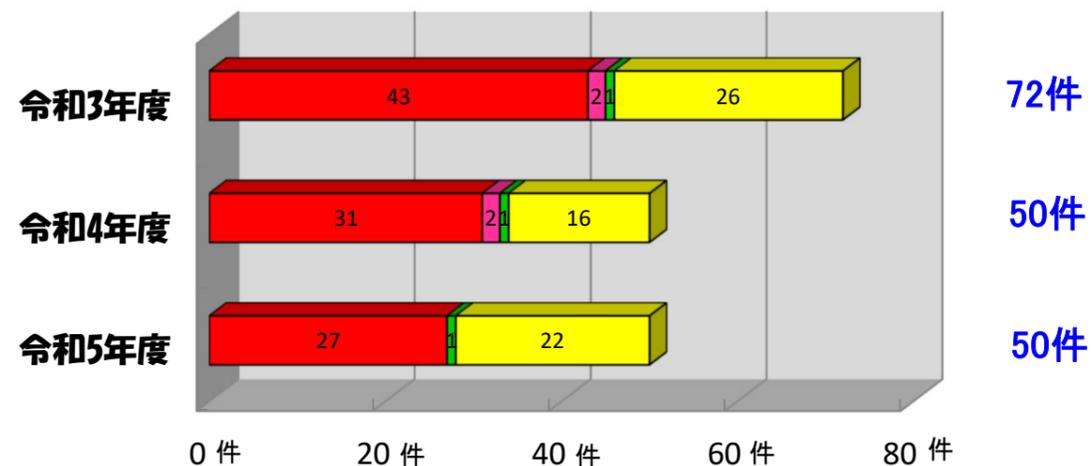
令和5年度の不法投棄件数は、前年度と変わりませんでしたが、  
橋の下への飲食ゴミ、廃材等の投棄が目立ちました。  
不法投棄は犯罪です。  
これからも一人ひとりがマナーを守り、美しい川と豊かな  
自然環境を守るよう行動しましょう！

【記号の意味】

●	一般ゴミ
●	自転車
●	家電
●	廃材その他

（国土交通省 佐伯河川国道事務所 佐伯出張所 令和6年3月調べ）

分類別比較表（過去3年）



事務所HPの  
ゴミマップは  
こちら ▼



事務所 X は  
こちら ▼

